

# **高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を 定める要綱の運用について**

介護予防通所介護相当サービス

2016/08/16

左欄について

「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を記載しています。

右欄について

下線を付した部分は高松市介護予防・日常生活支援総合事業における独自の内容です。

その他の部分は左欄で引用した厚生労働省告示等を記載しています。

上記以外は現行の介護予防通所介護における通知【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（11.9.17 老企第 25 号）】及び【指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（18.3.17 老計発第 0317001 号・老高発第 0317001 号・老老発第 0317001 号：別紙 1）】を準用してください。

# 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

## 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

### 第1条～第6条（略）

（介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額）

第7条 介護予防・生活支援サービス事業（指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）が実施するものに限る。次項、次条及び第10条において同じ。）に要する費用の額は、別表第1及び別表第2の規定により算定した単位数を合計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

(1) 訪問型サービス 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。次号において「単価告示」という。）に定める高松市の地域区分における介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額

(2) 通所型サービス 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における介護予防通所介護の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により介護予防・生活支援サービス事業に要する費用額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

### 第8条から第14条（略）

（変更等の届出）

第15条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号まで、第12号及び第14号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、指定又は指定の更新に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに高松市介護予防・生活支援サービス事業者廃止・休止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、休止した指定又は指定の更新に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者再開届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

### 第16条～第21条（略）

#### ◎地域区分別1単位の単価（介護予防通所介護）

高松市（7級地）の場合、10.14円。

#### ◎変更届の取り扱いについて（介護予防通所介護と同じ）

変更届については、以下のとおり取扱うこととする。

(1) 4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、下記(2)の条件を全て満たす場合は、4月1日の配置状況を4月末までに提出。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出の必要はありません。

#### (2) 条件

- ① 管理者の変更でないこと。
- ② 指定の更新を受けるものでないこと。
- ③ 体制（加算、減算）に変更がないこと。
- ④ 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監査の改善報告等により市が変更届の提出を求めていること。

#### (3) 留意事項

##### ①運営規程の記載について

運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正すること。（市への提出は年1回だが、運営規程はその都度修正が必要。）

##### ②新規事業者の取り扱い

新規事業者の指定の翌年度については、上記(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとする。

##### ③管理者に変更が生じた場合の取り扱い

管理者に変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要となる。その際に、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付すること。この場合には、上記(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「管理者の変更年月日」と読み替える。

##### ④指定の更新を受ける場合の取り扱い

指定の更新を受ける場合には、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、変更届の提出が必要。

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

附則（略）

別表第1（第7条関係）（略）

別表第2（第7条関係）

- 1 介護予防通所介護相当サービス費（1月につき）
- (1) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 1, 647単位
  - (2) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 3, 377単位

注1 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第71号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所（通所基準要綱第4条第1項に規定する指定介護予防通所介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、利用者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第15号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。

注2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者（通所基準要綱第4条第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が、地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（通所基準要綱第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を越えて、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 基準告示第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）に対して

◎月額包括報酬の日割り請求にかかる適用  
末尾資料4を参照。

◎事業対象者の週の利用回数が月途中で変更となった場合の算定について  
月の途中での支給区分の変更は不要である。当該月は月初の支給区分で算定する。

【厚生労働大臣が定める施設基準 第71号】

旧指定介護予防サービス基準第9条（高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第4条と同内容）に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

【厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（通所介護費等算定方法）第15号】（概要）

（定員超過利用）  
イ 指定介護予防通所介護相当サービスの月平均の利用者の数（指定通所介護及び指定介護予防通所介護が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、これらの利用者の数との合計）が、市に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合は、所定単位数に百分の七十を乗じて算定する。

（人員基準欠如）  
ロ 指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、旧指定介護予防サービス基準第9条（高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第4条と同内容）に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていない場合は、所定単位数に百分の七十を乗じて算定する。

◎ 複数の通所型サービスを同一の部屋で同時に行う場合の人員基準欠如及び定員超過利用の取扱い  
末尾資料1を参照。

【厚生労働大臣が定める基準（基準告示）第18号】

受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要支援者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。

## 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所以外の指定介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、指定通所型サービスA事業所（通所基準要綱第44条第1項に規定する指定通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、指定通所型サービスC事業所（通所基準要綱第57条第1項に規定する指定通所型サービスC事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービスCを行った場合に、通所型サービスC費は、算定しない。

注8 指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき、次のア及びイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 376単位

イ 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 752単位

(3) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改

### 【政令第2条第6号に規定する初老期における認知症】

初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー症その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。）

### ◎総合事業の同時算定の可否について

末尾資料2を参照。

### ◎事業対象者の週の利用回数が月途中で変更となった場合の同一建物減算の算定について

月の途中での支給区分の変更は不要である。当該月は月初の支給区分で算定する。

## 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画（通所基準要綱第36条第2項第1号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

### （4）運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(7)において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

### （5）栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(7)において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成

### 【通所介護費等算定方法第15号】

定員超過利用・人員基準欠如（3ページ参照）

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

<p>していること。</p> <p>ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>オ <b>通所介護費等算定方法第15号</b>に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所であること。</p> <p>(6) 口腔機能向上加算 150単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(7)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>オ <b>通所介護費等算定方法第15号</b>に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所であること。</p> <p>(7) 選択的サービス複数実施加算</p> <p>注 <b>基準告示第109号</b>に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位</p> <p>イ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位</p> <p>(8) 事業所評価加算 120単位</p> <p>注 <b>基準告示第110号</b>に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、評価対象期間（<b>厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等</b>（平成27年厚生労働省告示第94号）<b>第82号</b>に規定する期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1</p>	<p><b>【通所介護費等算定方法第15号】</b> 定員超過利用・人員基準欠如（3ページ参照）</p> <p><b>【通所介護費等算定方法第15号】</b> 定員超過利用・人員基準欠如（3ページ参照）</p> <p><b>【厚生労働大臣が定める基準（基準告示）第109号】</b> イ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」）のうち、2種類のサービスを実施していること。 (2) 利用者が指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。 (3) 利用者に対し、選択的のうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。</p> <p>ロ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。 (2) イ(2)及び(3)の基準に適合すること。</p> <p><b>【厚生労働大臣が定める基準（基準告示）第110号】</b> イ 定員利用・人員基準に適合しているものとして市長に届け出て選択的サービスを行っていること。 ロ 評価対象期間における指定介護予防通所介護事業所の利用実人員数が10名以上であること。 ハ 評価対象期間における当該事業所の提供する選択的サー</p>
--	---

# 高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

月につき所定単位数を加算する。

ビスの利用実人員数を当該事業所の利用実人員数で除して得た数が〇・六以上であること。

ニ (2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が〇・七以上であること。

(1) 評価対象期間において、当該事業所の提供する選択的サービスを三月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、法第三十三条第二項に基づく要支援更新認定又は法第三十三条の二第一項に基づく要支援状態区分の変更の認定（以下「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数

(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者（指定介護予防支援事業者（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第一条第三項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）が介護予防サービス計画（法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に定める目標に照らし、当該指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であって、要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援一の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であって、要支援更新認定等において非該当と判定されたものの人数の合計数に二を乗じて得た数を加えたもの

## 【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第82号】

加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）

## (9) サービス提供体制強化加算

注 **基準告示第111号**に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じて1月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

### ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 72単位

(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 144単位

### イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若し

## 【厚生労働大臣が定める基準（基準告示）第111号】

### イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

次のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所（一体的に行う指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所を含む）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

### ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

次のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所（一体的に行う指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所を含む）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

### ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

次のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防通所介護相当サービス（一体的に行う指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所を含む）を利用者に直接提供する職員の総数のうち、

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

<p>くは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 48単位</p> <p>(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 96単位</p> <p>ウ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>(ア) 要支援1又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 24単位</p> <p>(イ) 要支援2又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 48単位</p> <p>(10) 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 <b>基準告示第112号</b>に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、それぞれアからエまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)～(9)までにより算定した単位数の1,000分の40に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)～(9)までにより算定した単位数の1,000分の22に相当する単位数</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数。</p>	<p>勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p><b>◎事業対象者の週の利用回数が月途中で変更となった場合のサービス提供体制強化加算の算定について</b></p> <p>月の途中での支給区分の変更は不要である。当該月は月初の支給区分で算定する。</p> <p><b>【厚生労働大臣が定める基準（基準告示）第112号】</b></p> <p><b>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</b></p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。）に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p>
---	---

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（介護予防通所介護相当サービス）

<p>2 通所型サービスA費 (略)</p> <p>3 通所型サービスC費 (略)</p>	<p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p><b>ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</b> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p><b>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</b> イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p><b>ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)</b> イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>
---	--

# 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(介護予防通所介護相当サービス)

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の63の6及び高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年10月1日施行。以下「実施要綱」という。)第13条第4項及び第17条第5項の規定に基づき、実施要綱第3条第1号イに規定する通所型サービスを実施する事業者等の指定及び届出に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 指定事業者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の3第1項の指定又は第115条の45の6第1項の指定の更新を受けた者をいう。以下同じ。)及び通所型サービスBを実施する者(以下「指定事業者等」という。))は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者等は、通所型サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防・生活支援サービスを実施する者(以下「介護予防・生活支援サービス事業者」という。))その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### 第2章 介護予防通所介護相当サービスの基準

#### 第1節 基本方針

第3条 介護予防通所介護相当サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第4条 介護予防通所介護相当サービスを行う者(以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」という。))ごとに置くべき従業者(以下この章において「従業者」という。))の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活指導員 介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。))が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。))

介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。))が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。))で除して得た数が、利用者(当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス

◎ 複数の通所型サービスを同一の部屋で行う場合の人員基準の取扱い

末尾資料1を参照。

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第 9 2 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が 15 人までの場合にあっては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1 以上

2 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において同時に介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員（第 2 項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。）を、常時 1 人以上当該介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の介護予防通所介護相当サービスの単位は、介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第 1 項の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

8 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、**指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準**を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第 5 条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

**◎当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員**

同一の部屋で一体的に行う通所介護及び介護予防通所介護の利用定員を含む。通所型サービス A 及び通所型サービス C の利用定員は含めない。

末尾資料 1 を参照。

**【指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準】**

指定通所介護事業所における人員に関する基準

**◎通所介護と総合事業の管理者の兼務について**

末尾資料 3 を参照。

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

（設備及び備品等）

第6条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

（2） 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、**指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準**を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に

### ◎ 複数の通所型サービスを同一の部屋で行う場合の設備基準の取扱い

末尾資料1を参照。

### 【指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準】

指定通所介護事業所の設備に関する基準

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防通所介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、正当な理由なく介護予防通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防通所介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の確認（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の介護保険被保険者証に、**法第115条の3第2項**の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防通所介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

### 【介護保険法第115条の3第2項】

(指定介護予防サービスの事業の基準)

指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第11条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第12条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者との連携）

第13条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第14条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が**省令第83条の9各号のいずれにも該当しないとき**は、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに沿ったサービスの提供）

第15条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第16条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント

**【介護保険法施行規則（省令）第83条の9号のいずれにも該当しないとき】**

介護予防サービス費の支給の要件を満たしていないとき。

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

トの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第17条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、当該介護予防通所介護相当サービスの提供日及び内容、当該介護予防通所介護相当サービスについて**法第115条45の3第3項の規定**により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料の受領）

第18条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業に要する費用から当該介護予防通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業に要する費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1） 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

（2） 食事の提供に要する費用

（3） おむつ代

（4） 前3号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、**居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針**（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第19条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して

### 【介護保険法第115条45の3第3項の規定】

代理受領払の規定。

### 【居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針】（抜粋）

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(介護予防通所介護相当サービス)

交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第20条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護予防通所介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第21条 従業者は、現に介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第22条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第23条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 介護予防通所介護相当サービスの利用定員

(5) 介護予防通所介護相当サービス内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第24条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、従業者の研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第25条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(介護予防通所介護相当サービス)

定員を超えて介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第26条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第27条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第28条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第30条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第33条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第34条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第6条第4項の介護予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（会計の区分）

第35条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第36条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）介護予防通所介護相当サービス計画

（2）第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）第20条に規定する市への通知に係る記録

（4）第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（5）第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示）

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(介護予防通所介護相当サービス)

第37条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第26条の規定により非常災害対策に関する具体的な計画を立てたときは、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。

(非常災害時の連携協力体制の整備)

第38条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害時の利用者の安全の確保を図るため、あらかじめ、他の介護予防・生活支援サービス事業者間の及び市、その他の地方公共団体、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第39条 介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

6 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第40条 介護予防通所介護相当サービスの方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとする。

(3) 介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たって

◎ 複数の通所型サービスを同一の部屋で行う場合にグループを分けずに実施できるか

末尾資料1を参照。

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（介護予防通所介護相当サービス）

- は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

（介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第41条 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

### ◎指定介護予防支援事業者への報告について

利用者の状態やサービスの利用回数等報告は、文書にて、指定介護予防支援事業者の担当ケアマネジャーを行うこと。

## 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(介護予防通所介護相当サービス)

(安全管理体制等の確保)

第42条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第3章 通所型サービスAの基準 (略)

第4章 通所型サービスBの基準 (略)

第5章 通所型サービスCの基準 (略)

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

## (資料1) 同一の部屋で通所介護と総合事業を実施する場合の取扱い

	新しい総合事業					
	通所介護	介護予防通所介護	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA (緩和基準)	通所型サービスC (短期集中型)	通所型サービスB (住民主体)
同一の部屋での同時提供	これらのサービス間では可能(※1)					不可(※2)
食堂及び機能訓練室の必要面積	これらのサービスの同時最大定員×3㎡					他と区分する
提供にあたる職員の区分(※3)	これらのサービス間では区分しない(※4)			他と区分する(※4)	他と区分する	他と区分する
常勤・非常勤の判断(※5)	これらのサービスの勤務時間数で判断(※6)			通所型サービスAの勤務時間数で判断	通所型サービスCの勤務時間数で判断	通所型サービスBの勤務時間数で判断
同一グループでのサービス提供	これらのサービス間では可能(※7)(※8)			他と区分する(※8)	他と区分する	他と区分する
利用定員(※9)	これらのサービス間では区分しない			他と区分する	他と区分する	他と区分する
定員超過による減算	これらのサービスの利用者数の合計で判断			通所型サービスAの利用者数で判断		
人員基準	これらのサービス間では区分しない			他と区分する(※10)	他と区分する(※10)	他と区分する(※10)
人員基準欠如による減算	これらのサービスに必要な従業者(勤務時間)の合計で判断					

(※1) ただし、通所型サービスCを他のサービスと同一の部屋で同時提供する場合、可動式パーテーション等で仕切る必要がある。

(※2) この表の他のサービスと重複しない別の時間帯に実施するか、別の部屋で実施する必要がある。

(※3) 例：提供にあたる職員を区分しない・・・高松太郎さんの勤務時間：「通所介護」「介護予防通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」を同時に提供する介護職員として9:00-14:00の勤務  
例：提供にあたる職員を区分する・・・高松太郎さんの勤務時間：「通所介護」「介護予防通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」を同時に提供する介護職員として9:00-12:00、「通所型サービスA」の介護職員として12:00-14:00の勤務

(※4) 「通所介護」「介護予防通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」の職員として配置された時間帯であっても、サービス提供に支障が無い範囲で、「通所型サービスA」の業務を手伝う事は可能である(逆も同様)。ただし、勤務表は(※3)のとおり時間帯を区分して作成し、原則は勤務表どおりのサービスの業務に従事する必要がある。

(※5) (常勤の勤務時間数が週40時間の場合)

例①：「通所介護」「介護予防通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」の職員として週40時間勤務→ いずれのサービスにおいても常勤となる。

例②：「通所介護」「介護予防通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」の職員として週30時間勤務、「通所型サービスC」の職員として週10時間勤務→ いずれのサービスにおいても非常勤となる。

(※6) 「通所介護」「介護予防通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」と「通所型サービスA」を同じ部屋で同時に実施する時間帯がある場合は、当該時間帯の通所型サービスAでの勤務時間数を算入して常勤・非常勤の判断を行う。

(※7) 「通所介護」の各加算に係るサービス及び「介護予防通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」の選択的サービスについては、原則、別グループでサービスを提供する必要がある。

(※8) 「通所介護」「介護予防通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」と「通所型サービスA」の間では、サービス提供に支障が無い範囲で、グループを分けず合同でプログラムを実施する時間を設けて差し支えない。

(※9) 例①：定員は「通所介護」「介護予防通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」を合わせて30名。

例②：定員は「通所介護」「介護予防通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」を合わせて15名、別に「通所型サービスC」で15名。

例③：定員は「通所介護」「介護予防通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」を合わせて10名、別に「通所型サービスA」で10名、別に「通所型サービスC」で10名。

(※10) それぞれの人員基準により、それぞれの利用者数に応じた人員配置が必要。

(資料2)

総合事業間の同時算定の可否について(通所型サービス)

	介護予防 通所介護 相当サービス	通所型 サービス A	通所型 サービス B	通所型 サービス C
介護予防通所介護相当サービス	×	×	○	×
通所型サービスA	×	○	○	×
通所型サービスB	○	○	○	○
通所型サービスC	×	×	○	×

## (資料3) 通所介護と総合事業の管理者の兼務について

### ①(介護予防)通所介護・介護予防通所介護相当サービスの管理者が兼務できる職務の範囲

	(介護予防)通所介護・ 介護予防通所介護相当 サービス	通所型サービスA	通所型サービスC	又は	(介護予防)通所介護・ 介護予防通所介護相当 サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	●	同一建物又は隣接 する場合に限る	同一建物又は隣接 する場合に限る		●		
直接提供職員							

### ②通所型サービスAの管理者が兼務できる職務の範囲

	(介護予防)通所介護・ 介護予防通所介護相当 サービス★	通所型サービスA	通所型サービスC	又は	(介護予防)通所介護・ 介護予防通所介護相当 サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	同一建物又は隣接 する場合に限る	●	★も兼務するのであれ ば同一建物又は隣接す る場合に限る			●	
直接提供職員							

### ③通所型サービスCの管理者が兼務できる職務の範囲

	(介護予防)通所介護・ 介護予防通所介護相当 サービス★	通所型サービスA	通所型サービスC	又は	(介護予防)通所介護・ 介護予防通所介護相当 サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	同一建物又は隣接 する場合に限る	★も兼務するのであれ ば同一建物又は隣接す る場合に限る	●				●
直接提供職員							

※「●」が当該管理者を示しており、網掛け部分が兼務可能な範囲である。

※なお、①～③のいずれの場合も、兼務するそれぞれの職種で勤務時間を区分する必要がある。

例：「(介護予防)通所介護・介護予防通所介護相当サービス」の生活相談員としての勤務時間9:00～12:00、「通所型サービスC」の管理者としての勤務時間13:00～14:00、「通所型サービスC」の直接提供職員としての勤務時間14:00～17:00。

※上記①～③の取扱いは、同一の部屋で同時に複数のサービスを実施している場合も同様である。

資料（４）：月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について

（平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課／事務連絡・I 資料9）より抜粋

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間。  
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自)  ※月額包括報酬の単位とした場合	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・利用者との契約解除	契約解除日
	・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	サービス提供日の前日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
月額報酬対象サービス全て (居宅介護支援費、介護予防支援費及び日割り計算用サービスコードがない加算を除く)	開始	・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 日割り計算用サービスコードがない加算	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日割りは行わない。</li> <li>・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1)</li> <li>・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> </ul>	-

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。